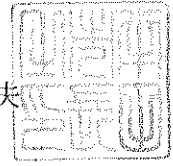


23秘広第966号-1  
平成23年10月 7日

愛知県自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋 様

半田市長 榊原 純 夫



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について

平成23年9月14日付けで要望のありました標題の件について、下記のとおり回答いたします。

記

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

憲法第25条では、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを規定し、第2項で「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国民の権利と国の義務が定められています。また、地方自治法第1条には、「国と地方公共団体との基本的関係」を明確にし、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」とされ、国と地方の対等・協力の関係と地方公共団体の民主的な効率性を明確にしております。これらのことから地方自治体は、国と同様に住民福祉の増進を図りつつ、行政運営の上では、効率性を強く要請されているところです。

こうした規程のあるなか、本市における平成23年度予算は新たに、増加する生活保護受給者の自立に向けた就労支援員の配置のほか、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌に対する予防接種事業を実施するなど、時代の要請に適応した施策を行っております。

本市では、本年度から向こう10年間の市政運営の方針を示した「第6次半田市総合計画」をスタートさせており、市政運営の原則となる「市民福祉の向上」を図りつつ、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を達成し、市民が健康でいきいきと暮らすこと、すべての人々が安心して生きがい満ちた生活を営むことができるよう、誰もが快適に町を楽しみながら暮らすことができるまちづくりを目指しております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

- ②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

本市では、納税折衝の機会創出や、納税意識の低い方々の意識の高揚を図る仕組み

として、事業によっては、一部の行政サービスを利用できない場合があります。

実施に際しては、個々の規則、要綱等に基づき、事業の性質に合わせて柔軟な運用を図っていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

[担当部局：総務部 収納課]

- ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（滞納緩和措置）の適用をはじめ、分納、減免などの対応してください。

本市では、高額滞納案件の解消を目的として、愛知県及び知多地区4市5町と「愛知県知多地方税滞納整理機構」を設置し、本年4月から滞納整理を開始したところがあります。

滞納整理機構において本市の案件を担当する徴税吏員は、半田市の職員として任命しており、機構で行う本市の案件に対する滞納処分は、半田市として行う滞納処分となります。

納付指導につきましては、面談や生活状況の調査等により、個々の実情、担税力を把握するなかで、一括納付が困難な場合は分割納付にも応じるとともに、地方税法の定めに従って、適切な対応を図ることといたしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

[担当部局：総務部 収納課]

## ★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

- ①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

災害に対しては、半田市地域防災計画に基づき、職員の動員を行うこととしております。なお、今後、業務継続計画についても、考えてまいります。

[担当部局：総務部 防災交通課]

- ②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

地震規模の想定については、国や県が、東日本大震災を受けて、見直しを図っているところがあります。当市においては、その結果を受けて半田市地域防災計画への反映を考えております。

なお、東日本大震災の教訓を受けて、津波・高潮発生時における緊急避難場所の指定等、独自の対策を進めております。

[担当部局：総務部 防災交通課]

- ③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはか

ってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

食糧・水につきましては、各地区に備蓄を進めております。

個人宅の耐震化につきましては、無料耐震診断の実施及び耐震改修工事に対する補助金制度を設けており、平成 23 年度については、補助金額を増額して推進を図っております。

[担当部局：総務部 防災交通課]

[担当部局：建設部 建築課]

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

全ての避難所がバリアフリー化されてはいませんが、簡易スロープなどの器具を用いることにより、対応できるものと考えております。

また、一般の避難所で生活することが困難な方につきましては、福祉避難所等への移動をお願いすることとしています。

[担当部局：総務部 防災交通課]

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者（児）、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者（児）のための福祉避難所を整備・拡充してください。

本市では、高齢者や障がい者など、心身の状況等により、指定避難所での避難生活が困難な方については、高齢者や障がい者関係の施設等において、受け入れていただくため、現在、福祉避難所 1 か所及び二次福祉避難所 35 か所と協定を締結しています。今後においても、福祉避難所等の整備に努めてまいります。

[担当部局：福祉部 子育て支援課]

⑥災害拠点病院の強化充実をはかってください。

災害拠点病院として、災害時には、知多半島医療圏における医療救護活動の中心的な役割を果たしていく必要があります。ライフラインの確保等につきましては、一定の対策を講じておりますが、今回の震災の教訓を踏まえ、さらなる強化充実努めてまいります。特に備蓄物資等の確保につきましては、喫緊の課題としてとらえ、見直していかなくてはならないと考えています。

[担当部局：半田病院 管理課]

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

防災マップについては、現在進めている津波・高潮発生時における緊急避難場所の指定等、新たな情報の追記も含めて見直しを進めてまいります。

[担当部局：総務部 防災交通課]

⑧防災教育を徹底してください。

半田市内の市立幼稚園（7園）小学校（13校および分校1校）中学校（5校およ

び分校1校)すべてにおいて、地震防災訓練を実施しています。また「地震防災用安全マップ」を、小中学校あわせて13校で作成または、今年度中に作成予定です。ほとんどの幼稚園、小中学校で「地震想定引き渡し訓練」も実施しており、今回の震災を受け、全ての幼稚園、小中学校で避難計画や避難経路の見直しを行い、防災教育の徹底を図っています。

[担当部局：教育部 学校教育課]

### 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担階を設置してください。

第5期介護保険事業計画(H24年度～H26年度)で介護保険料について、現在、介護保険運営協議会において協議しているところであります。高齢者人口及び要介護認定者の増加によって介護給付費が年々伸びており、当市でも全国平均と同程度の月額(5,200円)になると推計しており、保険料の引き下げは難しい状況です。

なお、保険料を緩和するため、財政安定化基金の取り崩しや負担能力に応じた保険料負担(保険料率の改定、所得段階の多段階設定)など市民の負担が軽減できるよう取り組んでいます。

[担当部局：福祉部 介護保険課]

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

第4期介護保険事業計画(H21年度～H23年度)の介護保険料基準月額は、第3期の4,050円から105円安い3,945円とし、保険料所得段階も7段階から9段階に多様化を図りました。

第5期介護保険事業計画(H24年度～H26年度)の介護保険料基準月額については、現在、基金の取り崩し、保険料率の改定や所得段階の多段階設定等を検討しており、市民の負担ができるだけ軽減できるよう取り組んでいます。

[担当部局：福祉部 介護保険課]

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

半田市では利用料を減免する制度は設けておりませんが、介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方(施設サービス費は収入要件あり)には、介護サービス費利用者負担の2分の1(介護度により上限設定あり)を助成することで低所得者の負担軽減を図っており、また、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者の負担軽減を図っております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

要支援者に対する介護予防事業や配食・見守り等サービスも含めた生活を支えるための総合的なサービス提供できないことや二次予防対策者に対して提供できるサービスが少なく、予防に向けた取り組みが進みにくいことが、「介護予防・日常生活支援総合事業」実施の背景にあります。

総合事業は必須事業ではないため、市の判断で実施するかを定めることとなります。当市で実施するかどうか現在検討中ですが、実施した場合は介護予防サービスや地域支援事業が低下しないように取り組みます。

[担当部局：福祉部 介護保険課]

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

第4期介護保険事業計画（H21年度～H23年度）に基づき、特別養護老人ホーム30床（増床）、小規模介護老人保健施設15床、小規模多機能型居宅介護2施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）7ユニット63床、地域密着型特定施設入居者生活介護1施設、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）1施設の整備を計画的に推進しています。

低所得者、医療依存度の高い利用者に向けて、従来からの医療保険の「高額療養費」、介護保険の「高額介護サービス費」支給に加え、平成20年度から「高額医療・高額介護合算制度」として、同じ世帯で医療・介護の両方の自己負担額が高額になった場合、所得に応じ限度額を超えた分を支給しています。

[担当部局：福祉部 介護保険課]

- ★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

半田市における地域包括支援センターは、半田市社会福祉協議会に委託し、1カ所設置しております。地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関として、センターの職員を市内中学校区単位に担当を設け、担当が不在の場合でも職員が連携して対応することで高齢者に対する包括的な支援に努めております。

平成18年度に設置された直後は、市内2カ所に支所を設置し、身近な組織となるよう努めてきましたが、同センターの活動を検証した結果、活動エリア、情報連携などを考慮した結果、現行の設置状況となっております。今後とも半田市社会福祉協議会内の組織として、連携、活性化が図られるよう労働環境を整備しており、今後とも設置目的に沿った運営に努めてまいります。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

- ⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

介護保険制度上では、介護職員の待遇改善を図るため、平成 21 年度に介護報酬改定が行われ報酬が約 3% 引き上げられており、また国庫負担による「介護職員処遇改善交付金」が交付され職員の賃金引き上げが図られています。

研修について本市では、2 か月に 1 回、医療関係機関及び介護サービス事業者等を対象に「在宅ケア推進地域連絡協議会」を開催し、研修や意見交換を行っています。

また、介護サービス事業者相互のサービスにおける連携及びサービスの資質の向上を図るため、2 市 4 町が研修費用等を負担し事業者育成研修等を開催しています。

[担当部局：福祉部 介護保険課]

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

在宅高齢者に対しては、緊急通報システムを活用した電話回線による安否確認のほか、配食サービスによる安否確認、寝たきりとなった高齢者に対する理髪、日常生活に不便をしている世帯に対する寝具の乾燥クリーニングを実施するなど、生活支援を行っています。このほか、毎年 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者世帯を対象に民生委員の協力を得て、全戸訪問調査を行い、安否の確認のみならず生活実態の把握に努めております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

- イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のための地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

外出支援は、介護なしには外出できない市民税非課税世帯の高齢者などを対象に、居宅と医療機関等の移送について、タクシー基本料金の 9 割を助成しております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

- ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者が寝たきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

地域が主体となって閉じこもり予防や生きがいの場として、小規模「ふれあい施設」の改修費及び管理運営費の一部や、福祉センターの管理運営費などを一般会計により実施しております。また、高齢者のみならず地域の障がい者や子どもたちが集うことができる「共生型福祉施設」を設置し、地域福祉の推進をはかっております。

また、地域のボランティアなどによる、閉じこもり予防や生きがいづくりを推進すべく、「地域ふれあい会」の活動の充実に努めております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

バリアフリーまでには至りませんが、民間による賃貸を含めた住宅の供給は進んでおり、この動向を注視していくべきと認識しております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

概ね65歳以上のひとり暮らし等で病弱等により調理を行うことが困難で、低栄養状態の改善が必要と認められる方に対し、毎週月曜日から土曜日の週6日、利用者の状況に応じ、昼食の配食サービスを実施しております。

平成19年度からは、普通食のほかに特別食（きざみ食、低カロリー食等）の選択、平成22年度からは、配食業者を複数業者からの選択制を再開し、安否確認と食の確保による健康増進の一助としております。

また、市内16会場で月2回行っている「地域ふれあい会」のなかで、会場により調理実習を行うことで、食への関心を高めていただくように努めております。併せて、ふれあい会食会についても、社会福祉協議会が中心となって実施しております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

### (3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度の障がいであることが必要であり、要介護認定者すべてを障がい者控除対象者に認定する考えはありません。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護者の認定結果通知時に「高齢者の所得税法の障がい者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封しており、必要な方への申請を促しており、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

## 2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。

福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

医療費の助成は、後期高齢者医療制度の加入者に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて必要と考えます。現在、限られた財源で幅広く福祉医療の助成を実施している中、更なる拡大は困難ですのでご理解をお願いします。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

資格証明書又は短期保険証の交付については、医療保険制度の負担の公平性の確保の立場から、保険料滞納者の実情を十分に把握し検討したうえで、やむを得ず行うものです。

資格証明書は、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して交付しますが、現時点で交付者はありません。

短期保険証は、納期限から6か月以上経過した滞納保険料があり、今後も自主納付により滞納額の減少が見込まれない方に対して、定期的な納付相談の機会を設けるため交付しております。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

### 3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

本市では、市単独事業として医療費助成を小学校卒業まで引きあげ、入院・通院の公費負担（現物給付）を実施しております。

当面は、持続可能な制度とするため、努めてまいります。

なお、今後の拡大については、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保の面から総合的に判断してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

★②妊産婦健診は、初回の検診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

妊婦健診については、初回を含め妊婦健康診査を公費負担で14回実施しています。産婦健診についても、1回分を公費負担しております。

[担当部局：福祉部 保健センター]

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

就学援助対象者の所得基準については、生活保護基準による世帯の収入、また近隣



市町の状況を参考にしながら決めており、現在のところ見直す予定はありません。申請書配布・受付につきましては、学校以外にも教育委員会学校教育課窓口でも対応しています。また、申請手続きの際の民生委員の証明につきましては、いただいております。

[担当部局：教育部 学校教育課]

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

学校給食費については、学校給食法第11条で学校給食の運営に必要な施設・設備の整備費、調理従事者等の人件費は、学校給食を実施する設置者である市の負担であり、それ以外の経費は保護者が負担すべきものと規定されています。

したがって、学校給食費を無料とする考えは持っておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

[担当部局：教育部 学校給食センター]

#### 4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

国保は、構造的に被保険者の年齢層が高く、世帯の所得は無職者もいることなどから低い状況にあります。今後も高齢化の進展により医療費は増加していくことが予測されますが、多く保険税を引上げることは困難な状況であり、保険財政はさらに厳しくなるものと予測されます。国保を将来にわたり安定的に運営していくためには、事業運営面での効率化による支出削減や財政運営の安定化等を図っていく必要があります。そのためにはこれまでのような市町村ごとの取組ではなく、広域的な取組として行うことにより、効率的で実行性の伴うものと考えられます。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

★②保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。

国民健康保険事業にかかる経費は、保険税と国・県や支払基金からの負担金の他に、国が定めた基準に基づく一般会計からの繰入金で賄うことを原則としており、保険税を下げるため、恒常的に一般会計から繰り出すことは、他の保険制度加入者との公平性から見ても好ましくないと考えます。

減免制度については、震災、風水害、火災等の災害によって、納税義務者が財産に甚大な損失を被った場合、あるいは病気にかかり、負傷をし、生活が著しく困難となって保険税の負担能力がなくなった場合等に、行われるものであります。

本市においては、平成18年4月に制度を見直し、生活保護から自立された世帯に対する自立支援のための減免、母子家庭等医療受給者世帯に対する減免、更には、平成22年度から、景気低迷に伴う事業の休廃業、雇用情勢の悪化による非自発的な離職などにより、収入が激減し保険税の支払いが困難な方についての減免を設けるなど、

制度を充実させ、また強化を図っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

本市の国民健康保険税の賦課については、地方税法第703条の4の規定に基づき4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を採用しています。このうち、所得割については前年所得金額のある方、資産割については固定資産税額のある方、平等割については一世帯につき賦課されるものであり、均等割については、被保険者数に応じて賦課されるものであり、一般会計による減免の実施は考えていませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

低所得世帯については、一般の方より均等割、平等割を7割、5割、2割分軽減しておりますのでご理解をお願いします。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

平成22年4月より所得の減少による減免要件は、前年所得が500万円以下で、当年の所得が前年中に比べ10分の7以下に減少すると認められる方まで対象者の見直しをしましたので、ご理解ください。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

### ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、資格証明書の発行を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、短期保険証や資格証明書の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としております。資格証明書を発行する方には、事前に訪問などによる面談を試み、特別な理由もなく滞納している被保険者に限定しております。

発行に際しては、母子家庭など福祉医療対象者には発行しないようにしています。

また、平成22年7月より18歳年度末までの子どもには資格証明書を発行せず、有効期間を6か月とした保険証を郵送により交付しています。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

給付の制限は資格証明書の交付を行っている世帯に対して、保険給付を行う際に納税または納税相談がされていない場合に行います。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

保険料の分割納付を履行されている場合は、平成22年度から有効期間を6か月とした保険証を交付しています。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなどの制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

国民健康保険税の納付について、一括納付が困難な世帯については、収納課で納税相談を実施し、納税者のご事情をお聞きしながら分割納付の制度のご利用をいただいております。

財産の差押につきましても、滞納者に対して文書、電話、訪問等により納税のお願いをしておりますが、悪質な滞納により滞納額が増加する場合はやむをえず租税債権の保全のために地方税法の規定により財産の差押を行っております。

また、国民健康保険の資格取得には、世帯主からの届出を原則としています。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

一部負担金の減免及び徴収猶予については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。また、制度の周知については、市報、半田市ホームページにより、引き続き実施します。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

## 5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

自立支援医療（精神通院）を利用する方に対して、福祉医療費助成として、通院治療に要した医療費の自己負担額を助成しております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

障がい者自立支援法に基づき実施されている各事業については、応能負担により低所得者及び非課税世帯に対しては、利用者負担なく事業を行っており、一定の所得がある方に対しても上限月額を定めることで負担軽減に努めております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

地域生活支援事業におきましては、国の障がい福祉サービスと同様に所得に応じて利用者の負担を10%、0%の負担とし、月額の利用者負担額も国制度の上限月額の範囲内としております。その上で、地域生活支援事業のうち、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、福祉ホーム及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っております。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

平成23年10月1日からグループホーム、ケアホームの利用に関して、家賃補助制度が開始されており、これにより一定の支援が行われたものと理解しており、食費・光熱水費（実費）に対する支援は考えておりません。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

## 6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

特定健診は、無料で実施しています。がん検診は、検診費用の3割程度の負担をお願いしております。歯周疾患については、3,490円の費用のうち300円を負担いただいております。ただし、がん検診、歯周疾患の市民税非課税世帯と生活保護世帯については、自己負担金を免除しています。

平成23年度は、集団方式で実施しておりますが、24年度からは、医療機関で行う個別方式も一部取り入れるよう調整しています。

[担当部局：福祉部 保健センター]

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

事業所・職場等で健康診査を受ける機会のない15歳以上～40歳未満の市民の方は、住民健康診断（胸部レントゲン撮影、検尿・血圧測定、血液検査）を無料で実施しております。

[担当部局：福祉部 保健センター]

## 7. 予防接種について

- ★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV（子宮頸がんワクチン）の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

平成23年2月1日から子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の全額助成を行っています。

[担当部局：福祉部 保健センター]

- ②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

現在、国において予防接種制度全体のあり方について検討されており、その動向を踏まえて、今後、総合的に判断していきたいと思っております。

[担当部局：福祉部 保健センター]

## 8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護を受給する前提として、他法他施策の活用は要件の一つとなっていますが、保護申請の意思がある方には申請権を阻害することは一切なく、適正に実施しています。

また、申請受理後の審査等につきましては、生活保護法に基づき、迅速かつ適正に対応しています。

[担当部局：福祉部 生活援護課]

- ②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

生活用品としての自動車の保有は認められていませんが、そのことを理由として申請を認めない取り扱いは行っていません。

[担当部局：福祉部 生活援護課]

- ③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増

やしてください。

平成22年度からケースワーカー（現業員）を2名増員しており、今年度は就労支援員1名を配置して、生活保護業務の体制強化を図っております。

[担当部局：福祉部 生活援護課]

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

国民年金制度は、国が運営している事業で国会において議論されるべき事項でありますので、要望書を提出する考えはありません。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

後期高齢者医療制度は、今後確実に増加していく高齢者の方の医療費を高齢者の方々にも一定の負担をいただきながら、社会全体で安定的、継続的に支えていこうとするものであり、必要な制度と認識しております。現在、国で新たな高齢者医療制度について検討されているため、将来にわたる安定的で継続できる制度となるよう要望しております。

国民健康保険は、低所得の加入者が多く、年齢構成も高いなど構造的な問題を抱えています。財政基盤強化策や収納率向上に向けた取組に加え、今後のさらなる少子高齢化の進展をふまえると、保険財政の安定化、市町村間の保険料(税)の公平化の観点から、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を進めていくことが必要と考えます。また、安定した財政運営を行うには国庫負担の増額が必要と考えておりますので、市長会等を通じて国に要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

被保険者の負担軽減を図るため、国の負担する調整交付金5%の各保険者への完全

実施について、県及び全国市長会を通じ関係省庁へ要望しています。

[担当部局：福祉部 介護保険課]

- ④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

本市は単独事業として子ども医療の助成（入院・通院）を小学校卒業まで拡大しております。現物給付による子ども医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないことについては、愛知県市長会を通じて要望してまいりたいと考えます。

子ども医療費助成を始め、福祉医療助成事業にかかる医療費の国民健康保険国庫負担金の減額を行わないよう、市長会等を通じて国に要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

平成21年度より公費負担回数を14回にしております。

妊婦健康診査臨時特例交付金は平成23年度までで、平成24年度以降については未定であるため、市長会等を通じて国へ補助制度の継続を要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保健センター]

- ⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

消費税の税率については、国会にて議論され決定されるものと考えますので、本市から国に意見書・要望書を提出する考えはありません。

[担当部局：総務部 税務課]

- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

交付金等につきましては、防災・減災のための設備の整備促進が図れるよう重点的な配分、交付額の増額等が必要と考えておりますので、市長会を通じて国に要望してまいります。

診療報酬改定につきましては、全国自治体病院協議会等から要望書が提出されているため、現在のところ半田市単独で意見書・要望書を提出することは考えていません。今後も国の動向を注視しながら、全国自治体病院協議会等の関係団体と歩調を合わせてまいります。

[担当部局：半田病院事務局 管理課]

- ⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用者負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

国に対し要望する考えはありません。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

現在、国においても予防接種制度全体のあり方について検討されており、その動向を注視してまいります。

[担当部局：福祉部 保健センター]

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

後期高齢者医療制度の障がい認定者へ聴き取りを実施する中、必要に応じて、愛知県市長会を通じて愛知県や国へ要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

後期高齢者医療に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて、愛知県市長会を通じて要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

愛知県市長会を通じて要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

子育て支援として、本市は単独事業として、子ども医療の助成（通院）を小学校卒業まで拡大しております。通院の拡大につきましては引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

愛知県からの補助金は、県の基準に基づき交付を受けています。愛知県には、県主催の会議等の機会をとらえ削減基準の見直しを要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]



⑥精神障がいがある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

精神障がいを含めた3障がい一体の福祉医療費支給制度を整備されるよう引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

[担当部局：福祉部 保険年金課]

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用者負担を無くしてください。

県に対し要望する考えはありません。

[担当部局：福祉部 地域福祉課]

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

現在のところ、半田市単独で要望書を提出することは考えておりませんが、看護師等の勤務環境の改善に引き続き取り組むとともに、看護師の確保に努めていきます。

[担当部局：半田病院事務局 管理課]

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行なうように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

上記4項目については、要望する予定はありません。

[担当部局：福祉部 保険年金課]